平成２５年（フ）第２７９号
静岡市葵区辰起町４番10―25号
債務者　服部　保吉
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２８０号
静岡市葵区辰起町４番10―25号
債務者　服部　良子
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２８１号
静岡市葵区北372番地　麻機羽高団地17棟517号、旧住所静岡市葵区羽高18番地　麻機羽高団地13棟392号
債務者　服部　勝也
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４９号
熊本県水俣市塩浜町７番62号
債務者　前田　敏子
1　決定年月日時　平成25年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月７日午後１時30分
熊本地方裁判所八代支部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第５８１号
埼玉県川越市大字天沼新田184番地４
破産者　有限会社プロデュース北斗
1　決定年月日　平成25年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１３３号
埼玉県狭山市大字南入曽1027番地の１センチュリーガーデン入曽110、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区渋谷１丁目８番６―901号
破産者　有限会社ベス
1　決定年月日　平成25年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１４５号
埼玉県所沢市東狭山ケ丘２丁目2953番地の９、商業登記簿上の本店所在地東京都港区南青山２丁目２番15号ウィン青山309号室
破産者　株式会社コア
1　決定年月日　平成25年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３４号
福島県郡山市小原田１丁目22番11号、開始決定時の住所千葉県成田市加良部５―12―４307号
破産者　島　　正光
1　決定年月日　平成25年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１７号
秋田県湯沢市大町１丁目１番13号
破産者　合資会社大友呉服店
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第１８号
山形県東置賜郡高畠町大字上平柳2093番地23
破産者　株式会社ナガヌマ
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第３８４号
静岡県浜松市中区千歳町51番地
破産者　株式会社割烹岡田
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１４２号
名古屋市守山区本地が丘1701番地　本地荘10棟107号
破産者　浅見　和則
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３９８号
名古屋市中村区名駅３丁目15番１号
破産者　有限会社マックストラベル
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６８号
京都府福知山市土師宮町１丁目179番地の５
破産者　福知山管工株式会社
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第５０３２号
大阪市中央区釣鐘町２丁目１番４号
破産者　株式会社寛裕
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３４３号
大阪市都島区都島北通２丁目18番23号
破産者　株式会社月星大理石工業
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５１号
大阪市淀川区東三国３丁目10番３―1105号
破産者　有限会社ウェイバーイシダ
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５４１号
大阪府南河内郡太子町大字山田823番地の143、営業所大阪府大東市氷野４丁目２―44　澤産業有限会社内
破産者　株式会社サンライズ
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２８８号
岡山県玉野市田井１丁目10番15号
破産者　津國汽船株式会社
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部